

広島県軟式野球連盟東部支部規約

第1章 名称及び事務所

(名称及び事務所)

第1条 この団体は、広島県軟式野球連盟（以下「県軟」という。）東部支部（以下「本支部」という。）と称し、事務所を支部長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本支部は、アマチュアスポーツとして正しい軟式野球の普及と健全な発展と、会員相互の親睦に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 県軟が主催又は後援する野球大会の主管及び後援。
- (2) 本支部に加盟する各地区が主催又は後援する野球大会の後援又は協賛。
- (3) 野球規則の普及に関する事項。
- (4) 軟式野球の普及、発展及び技術向上に関する指導、研究。
- (5) 審判員の育成並びに審判技術の向上に関する指導、研究。
- (6) 軟式野球功労者（個人、団体）の表彰及び推薦。
- (7) その他本連盟の目的達成に必要な事項。

第3章 構成及び構成員

(構成)

第4条 本支部は県軟に加盟する三原市軟式野球連盟（以下「三原地区」という。）尾道市軟式野球連盟（以下「尾道地区」という。）、府中市軟式野球連盟（以下「府中地区」という。）、因島軟式野球連盟（以下「因島地区」という。）、芦品軟式野球連盟（以下「芦品地区」という。）、神石郡軟式野球連盟（以下「神石地区」という。）で構成し、県軟の東部支部としての責務を負い、かつ権限を有する。

(構成員)

第5条 本支部の構成員は、前条で定める各地区の役員並びに審判員及び各地区に加盟するチームとする。

第4章 専門部

(専門部)

第6条 本支部は、第2章の目的及び事業遂行のため、総会の議決を経て次の専門部を設けることができる。

(1) 総務部

総務部は、各地区から登録のあった事務局員で構成され、本支部事務業務の一切を執り行わなければならない。

(2) 審判部

審判部は、各地区から登録のあった審判員で構成され、本支部審判員の技術の向

上と審判員としての自己研鑽を醸成しなければならない。

第6章 役員

(役員)

第7条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名 (県軟常務理事を兼任)
- (2) 理事 2名 (県軟理事を兼任)
- (3) 評議員 3名 (県軟評議員を兼任)
- (4) 監事 3名 (評議員が兼務)
- (5) 総務部長 1名
- (6) 審判部長 1名

2 前項のほか、顧問を置くことができる。

(選任)

第8条 本支部の役員は、次により選出する。

- (1) 支部長、理事及び評議員は、各地区から推薦のあった者の互選により推挙し、総会において決定する。
- (2) 監事は、評議員が兼務し、総会において決定する。
- (3) 総務部長は、支部長が必要と認めた場合に、第6条第1項第1号で定める構成員から推挙し、総会において決定する。
- (4) 審判部長は、第6条第1項第2号で定める審判員から推挙し、総会において決定する。
- (5) 顧問は、必要に応じて、総会の推挙により支部長が委嘱する。

(任務)

第9条 本支部役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、本支部を代表し会務を統括するとともに、県軟常務理事を兼任する。
- (2) 理事は、会務を執行するとともに、支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。また、県軟理事を兼任する。
- (3) 評議員は、会務の執行に意見を述べるとともに、県軟評議員を兼任及び本支部の監事を兼務する。
- (4) 監事は、本支部の会計処理全般について、監査をする。
- (5) 総務部長は、総務部を代表し、支部長の命により、本支部の事務及び会計の一切を行う。また、各地区事務局員は、総務部長の補助をしなければならない。
- (6) 審判部長は、審判部を代表し、本支部の審判活動を統括する。また、審判部長は、必要により審判副部長並びに各地区審判連絡員を指名することができる。指名された審判副部長は審判部活動の事務及び会計を、各地区審判連絡員は、審判活動の補助をしなければならない。

(任期)

第10条 役員の仕事は、2年とする。ただし、欠員が生じその補充によって就任する役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期満了による再任を妨げない。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第7章 会議

(会議)

第11条 本支部の会議は、総会、役員会及び抽選会とする。また、必要に応じて、専門部会を開催することができる。

(議長)

第12条 会議は支部長が招集し、会議の議長は支部長がこれにあたる。また、専門部会は部長が招集し、部会議の議長は部長がこれにあたる。

(議決の可否)

第13条 会議の議事は、出席者の過半数の議決をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

(会議の構成員)

第14条 会議の構成員は次のとおりとする。

- (1) 総会は、第7条で定める者並びに各地区から出席届のあった地区役員とする。
 - (2) 役員会は、第7条で定める者のうち、支部長、理事、評議員とする。
 - (3) 抽選会は、支部長、理事及び各地区の事務局長並びに各地区審判長とする。
- 2 前項で定める者のほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(開催の時期)

第15条 総会は、毎年1回(1月)開催する。ただし、支部長が必要と認めたとき、または役員過半数の要請があったときに臨時に開催することができる。

(議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告並びに収支決算報告に関する事項。
- (2) 事業計画並びに収支予算計画に関する事項。
- (3) 役員を選出及び承認に関する事項。
- (4) 規約の改廃に関する事項。
- (5) その他重要案件事項。

(支部長の専決)

第17条 支部長は、前条で定める案件のうち緊急を要する事項で総会に諮る暇がないときは、役員会構成員の意見を聞き専決することができる。ただし、専決案件について、次の総会で報告し承認を得なければならない。

第8章 会計

(運営経費)

第18条 本支部の運営経費は次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 加盟金
- (2) 積立金
- (3) 助成金
- (4) 寄付金
- (5) 事業収入金(大会参加料)
- (6) その他収入金

(加盟金、積立金)

第19条 構成員は、本支部の定める加盟金、積立金を納入しなければならない。

2 加盟金及び積立金の金額は、総会において決定する。

(大会準備金)

第20条 本支部の会計に剰余金が生じたときは、総会の承認を得て、その一部を別途大会準備金として積立てることができる。また、これを使用するときは、総会の議決を要する。

(会計監査)

第21条 本支部の会計全般について、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第22条 本支部の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第9章 附則

(規定外事項)

第23条 本規約に規定されていない事項については、役員会の議決により運営するものとする。

(附 則)

本規約は、令和6年3月3日に制定し令和6年1月1日から適用する。

本規約は、令和7年1月19日付け一部改正し、令和6年1月1日に遡って適用する。

東部支部役員名簿(案)				
役職名	令和6～7年度		令和8～9年度	
	名前		名前	
支部長	門田 茂	(神石)	門田 茂	(神石)
理事	奥迫 康弘	(三原)	奥迫 康弘	(三原)
	石井 徹	(尾道)	徳毛 貴之	(府中)
評議員	徳毛 孝行	(府中)	小川 琢也	(尾道)
	川野 豪章	(因島)	川野 豪章	(因島)
	卯元 寛	(芦品)	卯元 寛	(芦品)
監事	(評議員が兼務)		徳毛 孝行	
総務部長	瀬尾 明彦	(神石)	瀬尾 明彦	(神石)
審判部長	井上 和之	(尾道)	井上 和之	(尾道)
*東部支部規約第7条第1項各号の規定により、				
(1号)支部長は、県軟常務理事を兼任する。				
(2号)理事は、県軟理事を兼任する。				
(3号)評議員は、県軟評議員を兼任及び監事を兼務する。				